意見書案第 2 号

放課後児童クラブ(学童クラブ)の職員配置基準等の 回復及び放課後児童支援員等の処遇改善について

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和元年6月28日提出

放課後児童クラブ(学童クラブ)の職員配置基準等の回復 及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブ(学童クラブ)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、放課後等に児童厚生施設等を利用し安全で安心な生活ができるよう、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであり、児童の安全・安心を確保するためには、児童を見守る職員の体制が万全である必要がある。

国においては、配置する職員について、人数と資質に係る基準を設けており、その内容は、安全面での管理が必要であることなどを理由として、放課後児童支援員等を複数配置すること及び放課後児童支援員等は都道府県知事が行う研修を修了しなければならないこととなっており、この人数と資質に係る基準は、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際の「従うべき基準」であるとされていた。しかし、今国会において、その職員配置等を緩和する、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が可決され、学童クラブの配置基準は「参酌すべき基準」となってしまった。当該基準を緩和し、放課後児童支援員等を複数配置ではなく単独配置とした場合、放課後児童支援員等が受け持つ1人当たりの児童数が現行と比べ増加し、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある。

また、児童の安全・安心を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保 とその質の向上が不可欠である。そのため国は、経験等に応じた処遇改善を進める ための事業を開始したものの、放課後児童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な 状態である。

よって、国会及び政府においては、放課後児童クラブの職員配置等に係る基準を市町村が「従うべき基準」と元に戻すとともに、放課後児童支援員等の給与等の処遇のさらなる改善を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年6月日

岩見沢市議会

提出先 内閣総理大臣 文部科学大臣 総務大臣